

鹿屋市告示第280号

地方自治法第260条の2第5項の規定に基づき、諏訪自治会を地縁による団体として認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月21日

鹿屋市長 郷原 拓男

1 名称 諏訪自治会

2 会則に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 行政等からの周知事項等の配布及び、区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 会員相互の親睦を図るための各種行事の開催
- (4) 集会施設の維持管理
- (5) 地域町内会が計画する行事等への参加及び協力
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

本会は、いかに諏訪自治会の振興と、会員相互の交流を図ることを目的とする。

3 区域 鹿屋市輝北町上百引104番地から2199番地
鹿屋市輝北町市成3487番地7から3683番地

4 主たる事務所 諏訪自治会長宅

5 代表者の氏名及び住所

氏名 米重 時弘

住所 鹿屋市輝北町上百引266番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

- (1) 代表者の職務執行の停止の有無 無
- (2) 職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 認可年月日

令和8年4月21日